

日整連「自動車整備業賠償共済保険」に

NEW 新しい補償を追加しました!!

平成30年10月1日保険始期より、日整連「自動車整備業賠償共済保険」に販売用中古車の補償(対人・対物・自損、車両)を新設しました。

注 ご加入には一定の要件がありますのでご注意ください。

名称

&Ucar[®] 契約 (アンドユーカー契約)



販売用中古車の補償内容

その1 &Ucar自動車保険(対人・対物賠償・自損事故)

販売の目的をもって輸送または管理する販売用中古車を引取ってから買主または指定する第三者に引き渡すまでの間に事故を起こした場合、事業者が負担する法律上の賠償責任や従業員等の自損事故傷害を補償します。

対象となる事故例

販売用中古車を納車のために運転している途中、歩行者をはねてケガをさせた。



その2 &Ucar車両特約(車両)

販売用中古車を保管中または管理中に接触・衝突・車両火災・盗難および洪水などの水災や風災、ひょう災、雪災などその他偶然な事故による販売用中古車の損壊を補償します。

対象となる事故例

オークション会場から販売用中古車を仕入れ、運転して事業場に向かう途中にガードレールに衝突し、販売用中古車を損壊させた。



- ①本補償(&Ucar契約)は、既存の『自動車整備業賠償共済保険』への追加加入となります。
※ &Ucar契約単体でのご加入はできません。
- ②本補償(&Ucar契約)は、企業全体で年間販売台数が120台以下の事業者が加入対象となります。これにより割安な保険料でのご提供を実現しました。
- ③保険始期が平成30年10月1日以降のご契約から&Ucar契約のご加入が可能となります。
- ④業態区分が「**専門工場**」の事業者がご加入いただけます。
※「**ディーラー**」・「**自家工場**」はご加入できません。

このチラシは概要を記載したものです。詳しい内容については「日整連自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをご参照ください。
なお、ご不明な点につきましては取扱代理店または引受損害保険会社にお問い合わせください。

【保険契約者】
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 TEL : 03-3404-6141

【取扱代理店】
一般財団法人 全国中小企業共済財団(全共済)
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL : 03-3264-1511

【引受損害保険会社】
●幹事 共栄火災海上保険㈱
営業開発部
〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
TEL : 03-3504-3422
●副幹事 損害保険ジャパン日本興亜㈱
●副幹事 東京海上日動火災保険㈱

あいおいニッセイ同和損害保険㈱
大同火災海上保険㈱
日新火災海上保険㈱
三井住友海上火災保険㈱
(50音順)